

第1883号
令和8年4月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎最高裁判所裁判例要旨 1

(民事)

- 業務停止の懲戒処分を受けた弁護士により当該懲戒処分に違反してされた即時抗告が補正を命ずることなく不適法として却下すべきものとされた事例

(令和7年(マ)第490号・令和7年12月18日 第一小法廷決定 却下)

◎記事 1

- 叙位・叙勲(1月分、死亡者のみ)
- 人事異動(3月4日～3月13日)

◎最高裁判所通達 2

- 訟廷管理官の下に置く係通達の改正について

◎最高裁判所規則 3

- 不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則について
- 民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について
- 司法委員規則等の一部を改正する規則について

最高裁判所裁判例要旨

民事

- 業務停止の懲戒処分を受けた弁護士により当該懲戒処分に違反してされた即時抗告が補正を命ずることなく不適法として却下すべきものとされた事例

令和7年(マ)第490号
 令7・12・18一小決 却下
 裁判集民 272号本誌 1879号

業務停止の懲戒処分を受けた弁護士が当該懲戒処分に違反して即時抗告をした場合において、当該即時抗告が、裁判所が当該懲戒処分を知った後にされたものであるときは、次の(1)~(3)など判示の事情の下においては、当該即時抗告は、補正を命ずることなく、不適法として却下すべきである。

- (1) 上記即時抗告は、上記弁護士が、上記懲戒処分に違反する意図をもってしたものである。
- (2) 上記弁護士が上記懲戒処分の効力が生じた後に弁護士として裁判所に提出した裁判を求める旨の書面は、相当多数に上る。
- (3) 上記即時抗告の抗告状には、抗告人本人の上記弁護士に対する委任状の添付はなく、抗告の理由の記載も、事案に即した実質的な記載が乏しい。

記事

◎叙位・叙勲 (1月分、死亡者のみ)

別紙「叙位・叙勲 (令和8年1月、死亡者のみ)」のとおり


◎人事異動

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| 定年退官
千葉地方・家庭裁判所佐倉支部長 | 柴崎哲夫
(3月4日) |
| 千葉地方・家庭裁判所佐倉支部長
東京高等裁判所判事 | 工藤 正
(3月5日) |
| 定年退官
大阪高等裁判所長官 | 菅野雅之
(3月6日) |
| 定年退官
福岡地方裁判所長 | 片山昭人
(3月7日) |
| 福岡地方裁判所長
福岡高等裁判所判事 | 溝國禎久
(3月8日) |
| 大阪高等裁判所長官
東京高等裁判所判事 | 村田斉志 |
| 東京高等裁判所判事
長野地方・家庭裁判所長 | 林 俊之 |
| 長野地方・家庭裁判所長
東京地方裁判所判事 | 朝倉佳秀 |
| 東京地方裁判所判事
東京高等裁判所判事 | 上村考由 |
| 事務総局家庭局付
水戸家庭・地方裁判所判事 | 鈴木ありさ |
| 事務総局人事局付
千葉地方・家庭裁判所松戸支部判事補 | 広嶋玲哉
(以上3月9日) |
| 司法研修所教官
東京地方裁判所判事 | 開發礼子
(3月12日) |
| 依願退官
富山地方・家庭裁判所高岡支部判事 | 吉田 豊
(3月13日) |

最高裁判所通達

《訟廷管理官の下に置く係通達の改正について》

下級裁判所の裁判部の組織の見直しに伴い、標記の通達が改正されました。

この通達改正は、訟廷管理官の下に管理係を置く裁判所を拡大したものであり、同改正に関するお知らせは「「訟廷管理官の下に置く係について」(依命通達)が改正されました」に掲載のとおりです。

最高裁判所規則

《不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則について》

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則（令和八年最高裁判所規則第三号）が、令和八年三月二日に公布されました。この規則は、本年四月一日から施行されます。

◎不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則

（令和八年三月二日公布 最高裁判所規則第三号）

規則Ⅱ別添1のとおり

《民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について》

民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和八年最高裁判所規則第四号）が、令和八年三月二十四日に公布されました。

この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴い、訴えの提起の手数料等の納付方法として、国庫内の移換の手續により日本銀行に払い込む方法を定めたものです。

なお、この規則は公布の日から施行されます。

◎民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

（令和八年三月二十四日公布 最高裁判所規則第四号）

（規則本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。）

◎民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添2のとおり

《司法委員規則等の一部を改正する規則について》

司法委員規則等の一部を改正する規則（令和八年最高裁判所規則第五号）が、令和八年三月二十四日に公布されました。

この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行により、証人等に対する旅費等の額を裁判所書記官が定めることとなることに伴い、司法委員等に対する日当等の額についても裁判所書記官が定めることとするものです。

なお、この規則は令和八年五月二十一日から施行されます。

◎司法委員規則等の一部を改正する規則

（令和八年三月二十四日公布 最高裁判所規則第五号）

（規則本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。）

◎司法委員規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添3のとおり

(別紙)

叙 位 ・ 叙 勲 (令和8年1月、死亡者のみ)

職 名	氏 名	発令日	位 階 勲 等
元日本弁護士連合会常務理事	片 桐 章 典	1.6	従五位 旭小
元福岡高等裁判所判事	宮 良 允 通	1.11	従三位
元札幌地方裁判所室蘭支部庶務課長兼主任書記官	岡 田 勇	1.23	従六位 瑞双

◎最高裁判所規則第三号

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二日

最 高 裁 判 所

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利	不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利

<p>について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。</p> <p>最高裁判所事務総局経理局長 最高裁判所事務局長</p> <p>地方裁判所長（家庭裁判所の国有財産事務分掌者（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第九条第一項に規定する国有財産に関する事務の一部を分掌する職員をいう。以下同じ。）とされているものを含む。）</p> <p>家庭裁判所長（地方裁判所長が国有財産事務分掌者とされている家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）</p>	<p>について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。</p> <p>最高裁判所事務総局経理局長 最高裁判所事務局長</p> <p>地方裁判所長 家庭裁判所長（水戸、前橋、甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、山口、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、那覇、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）</p>
---	--

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

〔注〕改正前欄の規定は、民事訴訟規則等の一部を改正する規則(令和六年最高裁判所規則第十四号)による改正後の民事訴訟費用等に関する規則(昭和四十六年最高裁判所規則第五号)の規定、改正後欄の規定は、本規則による改正後の民事訴訟規則等の一部を改正する規則による改正後の民事訴訟費用等に関する規則の規定である。

改正後

改正前

(特定申立ての手数料の納付等)

(特定申立ての手数料の納付等)

第四条の二 法第八条第一項本文の規定により手数料を現金をもって納める場合には、次に掲げるいずれかの方法によらなければならない。

第四条の二 法第八条第一項本文の規定により手数料を現金をもって納める場合には、同項各号に掲げるものに関する手続において得られた納付情報

予納を現金をもってする場合には、次に掲げるいずれかの方法によらなければならない。

予納を現金をもってする場合には、当該手続において得られた納付情報により納付しなければならない。

一 当該手続において得られた納付情報により納付する方法

(新設)

二 国庫内の移換の手続により日本銀行に払い込む方法

(新設)

む方法

(新設)

2 (略)

2 (同上)

3 一回の予納は、第一項各号に掲げる方法によりするものと前項の方法によりするものとに分割して行うことができない。

3 一回の予納は、第一項の方法によりするものと前項の方法によりするものとに分割して行うことができない。

附則

附則

(現金をもってする特例執行文付与申立事件の手

(現金をもってする特例執行文付与申立事件の手

三

により納付しなければならない。

(新設)

一 法第八条第一項各号に掲げるものに関する手続において得られた納付情報により納付する方

(新設)

注

二 国庫内の移換の手続により日本銀行に払い込

(新設)

む方法

(新設)

2 (略)

2 (同上)

6 一回の手数料の納付は、第一項各号に掲げる方法によりするものと第二項の方法によりするものとに分割して行うことができない。

6 一回の手数料の納付は、第一項の方法によりするものと第二項の方法によりするものとに分割して行うことができない。

(現金をもってする手数料以外の費用の予納)

(現金をもってする手数料以外の費用の予納)

第五条の二 特定申立てに係る手続において、法第十二条第二項の規定により同条第一項に規定する

第五条の二 特定申立てに係る手続において、法第十二条第二項の規定により同条第一項に規定する

手数料の納付等)

手数料の納付等)

第二十三条 法附則第十二条の規定により手数料を現金をもって納める場合には、次に掲げるいずれかの方法によらなければならない。

第二十三条 法附則第十二条の規定により手数料を現金をもって納める場合には、特例執行文付与申立事件に関する手続において得られた納付情報に

より納付しなければならない。

より納付しなければならない。

一 特例執行文付与申立事件に関する手続におい

て得られた納付情報により納付する方法

二 国庫内の移換の手続により日本銀行に払い込

む方法

む方法

(新設)

2 (略)

2 (同上)

2 (略)

2 (同上)

二

四

司法委員規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

一 司法委員規則(昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号)(第一条関係)

新

第七条 (略)

2 日当の額は、一日当たり一万八 hundred 円以内において、裁判所書記官が定める。

旧

第七条 (同上)

2 日当の額は、一日当たり一万八 hundred 円以内において、裁判所が定める。

三 人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則(昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号)(第三条関係)

新

第二条 (略)

2 鉄道貨及び船貨は旅行区間の路程に應ずる旅客運賃(はしけ貨及びさん桶貨を含むものとし、運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には上級の運賃、運賃に等級を設ける船舶による旅行の場合には裁判所書記官が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上)のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急

旧

第二条 (同上)

2 鉄道貨及び船貨は旅行区間の路程に應ずる旅客運賃(はしけ貨及びさん桶貨を含むものとし、運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には上級の運賃、運賃に等級を設ける船舶による旅行の場合には裁判所が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上)のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車

二 参与員規則(昭和二十二年最高裁判所規則第十三号)(第二条関係)

新

第六条 (略)

2 日当の額は、一日当たり一万八 hundred 円以内において、裁判所書記官が定める。

旧

第六条 (同上)

2 日当の額は、一日当たり一万八 hundred 円以内において、裁判所が定める。

行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金(並びに特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。))によつて、路程貨は一キロメートルにつき三十七円(天災その他やむを得ない事情によりこの額の範囲内の路程貨で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額)の範囲内において裁判所書記官が定める額によつて、航空貨は現に支払った旅客運賃によつ

を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金(並びに特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。))によつて、路程貨は一キロメートルにつき三十七円(天災その他やむを得ない事情によりこの額の範囲内の路程貨で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額)の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空貨は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ

て、それぞれ算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

第三条 (略)

2 日当の額は、一日当たり八千五十円以内において、裁判所書記官が定める。

第四条 (略)

2 宿泊料の額は、一夜当たり、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が七級である者について国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)及び国家公務員等の旅費に関する法

算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

第三条 (同上)

2 日当の額は、一日当たり八千五十円以内において、裁判所が定める。

第四条 (同上)

2 宿泊料の額は、一夜当たり、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が七級である者について国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)及び国家公務員等の旅費に関する法

四 鑑定委員規則(昭和四十二年最高裁判所規則第四号)(第四条関係)

新

(日当の支給基準及び額)

第七条 (略)

2 日当の額は、一日当たり六千三百十円以内において、裁判所書記官が定める。

旧

(日当の支給基準及び額)

第七条 (同上)

2 日当の額は、一日当たり六千三百十円以内において、裁判所が定める。

律施行令(令和六年政令第三百六号)第九条本文の規定により算定した宿泊費の額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

附則

1 (略)

2 鉄道賃及び船賃に関する第二条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「上級の運賃」とあるのは「裁判所書記官が相当と認める等級の運賃」と、「特別車両料金及び特別船室料金」とあるのは「裁判所書記官が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金」とする。

律施行令(令和六年政令第三百六号)第九条本文の規定により算定した宿泊費の額の範囲内において、裁判所が定める。

附則

1 (同上)

2 鉄道賃及び船賃に関する第二条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「上級の運賃」とあるのは「裁判所が相当と認める等級の運賃」と、「特別車両料金及び特別船室料金」とあるのは「裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金」とする。